

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省情報流通行政局放送政策課）

項目名	放送法の改正に伴う税制上の所要の措置		
税目	消費税		
要望の内容	放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）により、NHKの放送番組等に係るインターネット配信がNHKの必須業務となることに伴い、NHKの特定必要的配信の受信を開始した者についてもNHKとの受信契約の締結義務の対象となることから、受信契約に基づき受信料を徴収して行われるNHKの「配信」についても、「放送」と同様の扱いとなるよう、消費税法施行令において所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 － (2) 施策の必要性 －		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	